


# 生活支援サービス契約書

サービス事業者(甲)  株式会社 AT

---

代表取締役 津田 篤志

---

利 用 者 (乙) 様

---

株式会社AT[サービス事業者]（以下「甲」という）と \_\_\_\_\_ [利用者]（以下「乙」という）とは、賃貸借の目的である冒頭(1)表示物件のサービス付き高齢者向け住宅「医療対応住宅ケアホスピス根岸」（以下「本物件」という）における乙に提供する生活支援サービスについて、次のとおり契約を締結する。

(1) サービス提供の対象となる目的物

建物の名称・所在地	名称	医療対応住宅ケアホスピス根岸			
	所在地	東京都町田市根岸 2-30-10			
	構造	RC造 S造	規模	3階建 50戸	竣工日 2014年3月31日
住戸部分	住戸番号	号室	間取り	( ) LDK・DK・K / <u>ワンルーム</u> /	
	面積	25.18 m <sup>2</sup>			

(2) 契約期間

契約期間	年 月 日～ 年 月 日	2年間
------	--------------	-----

(3) 利用料等

利用料	基本利用額	支払期限
	月額 20,000 円 (税別)	前月分を毎月 27 日まで
	選択利用額	支払期限
	別紙選択サービス一覧表の通り	前月分を毎月 27 日まで
支払方法	■ 口座自動振替方式(引落とし手数料は甲負担)	

(4) 当事者等

サービス事業者 (甲)	住所: 〒213-0021 神奈川県川崎市高津区千年新町 9-15 氏名: 株式会社 AT 代表取締役 津田 篤志 電話番号: 044-322-9288
利用者 (乙)	住所: 〒 氏名: 電話番号:
連帯保証人	住所: 〒 氏名: 電話番号:

## 第1条(契約の目的)

甲は、本物件に関する賃貸借契約に基づき、本物件に入居する乙に対し、乙が安全かつ安心して主体的に生活を継続できるよう、サービス付き高齢者向け住宅における基本サービス(必須サービス)を提供するとともに、乙の希望に応じて、その他のサービス(選択サービス)を提供することを約し、乙は、その対価として第4条に定める利用料を甲に支払うことを約す。

## 第2条(生活支援サービスの内容)

甲が乙に提供する生活支援サービスの内容の詳細は、生活支援サービス重要事項説明書(以下「重要事項説明書」という)に記載するものとする。

## 第3条(サービス提供の記録)

- 1 甲は、乙の希望により提供する選択サービスについては、月毎にその提供の実績を、乙に対し書面により提示し確認を受けるものとする。
- 2 甲は、高齢者の居住の安定確保に関する法律第19条の規定に基づきサービスの提供に関する諸記録を作成し、契約終了後2年間保存するものとする。
- 3 乙は、甲より乙に関する前項の諸記録を閲覧できるものとする。

## 第4条(利用料等)

- 1 基本サービスの利用料は、冒頭(3)のとおりとし、1か月に満たない期間の利用料については、日割計算した額とする。
- 2 前項以外の選択サービスのうち、食事サービスは別途契約とする。  
それ以外の選択サービスは別紙選択サービス一覧表記載の通りとし、各種サービスに応じた金額とする。

## 第5条(利用料の変更)

- 1 甲は、消費者物価指数、雇用情勢、その他の経済事情の変動により利用料が不相当になった場合には、甲乙協議の上で、第4条に定める利用料を変更することができる。
- 2 消費税率が改定された場合、利用料等に掛かる税額は、改定された税率に当然従うものとする。

## 第6条(利用料の支払)

- 1 第4条第1項に定める基本サービスの利用料及び第4条第2項に定める選択サービスの利用料について、甲は請求書に明細を付して翌月10日以降に乙に請求し、乙は、冒頭(3)の記載に従い甲に支払う。
- 2 乙が月途中で本契約を解除した場合、日割り計算の方法により甲が精算する。

#### 第7条(契約期間等)

- 1 本契約の契約期間は、冒頭(2)とする。ただし、事由の如何を問わず本物件における賃貸借契約が終了したとき及び乙が死亡したときは、本契約も終了する。
- 2 契約期間満了日の 30 日前までに、乙又は乙の代理人から書面による契約解除の申し出がない場合、本契約は契約期間の満了日の翌日から2年間自動更新されるものとし、以降も同様とする。
- 3 甲及び乙は、本物件の賃貸借契約書とは別に、本契約のみを終了させることはできない。

#### 第8条(事業者からの契約解除)

- 1 甲は、乙の行動が他の居住者の生命に危害を及ぼす恐れがあり、かつ通常的生活支援方法では、これを防止することができず、本契約を将来にわたって継続することが社会通念上著しく困難であると考えられる場合に、本契約を解除することができる。
- 2 前項の場合、甲は次の手続を行うものとする。
  - ①一定の観察期間をおくこと。
  - ②主治医及び生活支援サービス提供スタッフ等の意見を聴くこと。
  - ③契約解除の通告について一ヶ月程度の予告期間をおくこと。
  - ④前号の通告に先立ち、入居者本人の意思を確認すること。
- 3 甲は、乙が正当な理由なく甲に支払うべき利用料を滞納した場合において乙に対し、相当の期間を定めて当該義務の履行を催告したにもかかわらず、その期間内に履行されないときは、本契約を解除することができる。

#### 第9条(利用者からの中途解約)

- 1 乙は、甲に対して 30 日前までに書面にて通知することにより、本契約を解約することができる。
- 2 前項の規定にかかわらず、乙は、解約申入れの日から 30 日分の利用料(本契約の解約後の利用料相当額を含む。)を甲に支払うことにより、解約申入れの日から起算して 30 日を経過する日までの間、随時に本契約を解約することができる。

#### 第10条(秘密保持)

- 1 甲及びその従業者は、生活支援サービスを提供する上で知り得た乙及びその家族等に関する秘密を第三者に漏らさないこととする。この守秘義務は、契約終了後も同様とする。
- 2 前項の定めに関わらず、乙の個人情報を提供する必要がある場合は、必要の都度、乙の同意を得るものとする。

#### 第11条(立入り)

- 1 甲は、本物件の防火、本物件の構造の保全その他の本物件の管理上特に必要があるときは、あらかじめ乙の承諾を得て、本物件内に立ち入ることができる。
- 2 乙は、正当な理由がある場合を除き、前項の規定に基づく甲の立入りを拒否することはできない。

#### 第12条(緊急時の対応等)

甲は、生活支援サービスを利用している乙に緊急な事態が生じた場合又は必要があると判断した場合は、必要に応じて緊急対応などの措置を講じる。

#### 第13条(賠償責任)

- 1 甲は、生活支援サービスの提供に伴って、甲の責めに帰すべき事由により乙の生命、身体又は財産に損害を及ぼした場合は、乙に対してその損害を賠償するものとする。
- 2 甲は状況確認・生活相談等の生活支援サービス提供にあたり、合理的な範囲で最善の努力を尽くすものとするが、不可抗力による事故等、第三者の責に帰すべき事由、その他甲にとって合理的な管理の及ばない事由により、乙の生命、身体又は財産に損害が生じた場合には、甲は責任を負わないものとする。

#### 第14条(相談・苦情対応)

甲は窓口を設置し、乙の相談、生活支援サービス事業に係る要望、苦情等に対し、誠実かつ迅速に対応する。

#### 第15条(連帯保証人)

- 1 連帯保証人(以下、丙という)は、乙と連帯して、本契約から生じる乙の債務を負担するものとし、本契約が更新された場合においても、同様とする。
- 2 前項の丙の負担は、記名押印欄に記載する極度額を限度とする。
- 3 丙が負担する債務の元本は、乙または丙が死亡したときに確定するものとする。
- 4 丙は、住所を変更したときは直ちにその旨を甲に届けるものとする。
- 5 丙の請求があったときは、甲は、丙に対し、遅滞なく、生活支援サービス費の支払い状況や滞納金の額、損害賠償の額等、乙の全ての債務の額等に関する情報を提供するものとする。

#### 第16条(家賃債務保証会社等の提供する保証)

家賃債務保証業者等の提供する保証を利用する場合には、家賃債務保証業者が提供する保証の内容について別に定めるところによるものとし、甲及び乙は、本契約と同時に当該保証を利用するために必要な手続きを取るものとする。

#### 第17条(重要事項説明確認)

契約の締結に当たり、甲は乙に対し、別に作成する重要事項説明書に基づき重要な事項の説明を行い、乙はその内容を了承したものとする。

#### 第18条(本契約に定めのない事項)

- 1 甲及び乙は、信義誠実をもって本契約を履行するものとする。
- 2 この契約に定めのない事項については、甲及び乙が誠意を持って協議のうえ定めます。

第 19 条(合意管轄)

本契約に関して訴訟の必要が生じたときは、本物件所在地を管轄する地方裁判所を第一審管轄裁判所とする。

前記の契約を証するため、甲及び乙は本契約を締結し、また甲及び丙は上記のとおり乙の債務について保証契約を締結したことを証するため、本契約書を3通作成し、甲乙丙記名押印の上、各自その1通を保有するものとする。

年 月 日

登録事業者 住 所 神奈川県川崎市高津区千年新町 9-15

(甲) 氏 名 株式会社 AT  
代表取締役 津田 篤志 印

契約者 住 所

(乙) 氏 名 印

連帯保証人 住 所

(丙) 氏 名 印

極 度 額 1,000,000 円

別紙：選択サービス一覧表

<p>自費サービス</p>	<p>介護保険の区分支給限度基準額の範囲外、または介護保険で対応できない内容の要望に対応する場合</p>	<p>1,000円/30分 ※以降30分毎 1000円</p>
<p>レクリエーション参加費</p>		<p>その都度表示</p>

上記は税抜金額です。